

第 1 1 次鳥獸保護管理事業計画書

平成 2 7 年 3 月

山 口 県

目 次

頁

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	1
① 指定に関する全体方針	1
② 指定区分ごとの方針	1
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	3
① 鳥獣保護区の新規指定計画	5
1) 森林鳥獣生息地の保護区	5
2) 大規模生息地の保護区	5
3) 集団渡来地の保護区	5
4) 集団繁殖地の保護区	5
5) 希少鳥獣生息地の保護区	5
6) 生息地回廊の保護区	5
7) 身近な鳥獣生息地の保護区	5
② 既指定鳥獣保護区の変更計画	5
2 特別保護地区の指定	8
(1) 方針	8
① 指定に関する全体方針	8
② 指定区分ごとの方針	8
(2) 特別保護地区指定計画	9
(3) 特別保護地区の指定内訳	11
3 休猟区の指定	12
(1) 方針	12
(2) 休猟区指定計画	13
(3) 特例休猟区指定計画	14
4 鳥獣保護区の整備等	14
(1) 方針	14
(2) 整備計画	15
① 管理施設の設置	15
② 利用施設の整備計画	15
③ 調査、巡視等の計画	15
(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	15
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	16
1 鳥獣の人工増殖	16
(1) 方針	16
(2) 人工増殖計画	16
2 放鳥獣	16
(1) 方針	16
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	17

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	18
1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	18
(1) 希少鳥獣	18
(2) 狩猟鳥獣	18
(3) 外来鳥獣	18
(4) 指定管理鳥獣	18
(5) 一般鳥獣	18
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	18
(1) 許可しない場合の基本的な考え方	18
(2) 許可する場合の基本的な考え方	19
(3) わなの使用に当たっての許可基準	20
(4) 許可に当たって付記する条件の考え方	21
(5) 許可権限の市町長への委譲	21
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	21
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	21
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	22
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	22
3 学術研究を目的とする場合	22
(1) 学術研究	22
(2) 標識調査	23
4 鳥獣の保護を目的とする場合	23
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	23
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	24
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	24
5 鳥獣の管理を目的とする場合	24
(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的	24
① 県と市町との役割分担	24
② 有害鳥獣捕獲の基本的な考え方	24
③ 鳥獣の適正管理の実施	25
1) 方針	25
2) 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	25
④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	25
1) 方針	25
2) 許可基準	26
⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	31
1) 方針	31
2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域	31
(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	32
① 許可対象者	32
② 鳥獣の種類・数	32
③ 期間	32
④ 区域	32
⑤ 方法	32
6 その他特別の事由の場合	33
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	33
(2) 愛玩のための飼養の目的	33
(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	34

(4) 鵜飼漁業に用いる目的	34
(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	34
(6) 前各号に掲げるもののほか、鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的	34
7 鳥類の飼養登録	35
(1) 方針	35
(2) 飼養適正化のために指導する内容	35
8 販売禁止鳥獣等の取扱い	35
(1) 許可の考え方	35
(2) 許可の条件	35
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	36
1 特定猟具使用禁止区域の指定	36
(1) 方針	36
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	36
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	37
2 特定猟具使用制限区域の指定	38
(1) 方針	38
(2) 銃器に係る特定猟具使用制限区域指定計画	38
3 猟区設定の取扱い	39
(1) 方針	39
(2) 設定認可の取扱い	39
4 指定猟法禁止区域の指定	39
(1) 方針	39
(2) 指定計画	39
① くくりわな架設禁止区域	39
② 法第12条第2項に基づき指定する鉛製銃弾使用禁止区域	39
第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	40
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	42
1 基本方針	42
2 鳥獣保護対策調査の実施	42
(1) 方針	42
(2) 鳥獣生息分布等調査	42
(3) 希少鳥獣等保護調査	42
(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	43
3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査の実施	43
4 狩猟対策調査の実施	43
(1) 方針	43
(2) 狩猟鳥獣生息調査	43
(3) 放鳥効果測定調査	44
(4) 狩猟実態調査	44
5 鳥獣管理対策調査の実施	44
(1) 方針	44
(2) 調査の概要	44

第八	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	45
1	鳥獣行政担当職員の配置等	45
(1)	方針	45
(2)	設置計画	45
(3)	研修計画	45
2	鳥獣保護管理員の配置等	46
(1)	方針	46
(2)	設置計画	46
(3)	年間活動計画	46
(4)	研修計画	46
3	保護及び管理の担い手の確保・育成	47
(1)	方針	47
(2)	研修計画	47
4	鳥獣保護センターの設置等傷病鳥獣救護の基本的な対応	47
(1)	方針	47
(2)	鳥獣保護センターの設置	47
(3)	傷病鳥獣の救護	47
5	感染症への対応	48
6	普及啓発の促進	50
(1)	鳥獣の保護及び管理についての普及等	50
①	方針	50
②	年間計画	50
③	愛鳥週間行事等の年度計画	50
(2)	野鳥の森等の整備	50
(3)	愛鳥モデル校の指定	51
①	方針	51
②	指定期間	51
③	愛鳥モデル校に対する指導内容	51
④	指定計画	51
(4)	法令の普及徹底	51
①	方針	51
②	年間計画	52
7	取締りの実施	52
(1)	方針	52
(2)	年間計画	52
8	必要な財源の確保	52

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それが豊かになることで、自然が持つ有益な連鎖、摂理が維持され、県民の豊かで潤いのある生活環境に大きな役割を果たすものである。

しかし、一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の一層の推進が求められている。

特に、近年、ニホンジカやイノシシ等の急速な生息数の増加と生息分布の拡大により、生態系や農林業等への被害が深刻化しており、これらの鳥獣の管理強化が必要となっている。こうした状況に対応するため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護法」という。）が改正され、法律の名称が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）に改められた。

鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、「生物多様性基本法」（平成20年6月施行）の趣旨を踏まえるとともに、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成20年2月施行。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき市町が策定する被害防止計画との一層の連携などが必要である。

また、狩猟者の減少・高齢化が進行する中、その確保・育成や地域ぐるみでの鳥獣被害防止の取組の推進が必要であるとともに、銃器等の猟具の使用による危険の予防等の狩猟の適正化を図ることも求められている。

こうしたことを踏まえ、法第4条の規定に基づき、第11次鳥獣保護管理事業計画（以下「本計画」という。）を次のとおり定め、市町や関係団体等との連携の下、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、生息数の水準及び生息地の範囲の適正化という鳥獣の保護及び管理の考え方を基本として鳥獣保護管理事業を実施していくこととする。

第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行の日（平成27年5月29日）において変更し、第11次鳥獣保護管理事業計画とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する全体方針

鳥獣保護区の指定は、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、地域における生物多様性の保全に資するものである。

このため、これまでの鳥獣保護事業計画において、自然公園法等により保全されている地域で、かつ、鳥獣の保護繁殖上重要な地域について、県内全域を網羅した鳥獣保護区の指定に努めてきたところである。

本計画においては、鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、引き続き次の②の区分に従って鳥獣保護区の指定を継続することとし、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。なお、地域の自然的・社会的状況に応じて必要と認められる場合には、新たな指定について検討する。

指定区域及びその周辺における農林水産業被害等に対しては、区域内での鳥獣の管理のため

の捕獲の適切な実施により、指定に係る関係者の理解が得られるよう適切に対応する。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護と地域における生物多様性の確保を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定する。

指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000ha ごとに一箇所を選定し、面積は300ha 以上となるよう努める。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定することとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低地から高地まで偏りなく配置するよう努める。

ア 多様な鳥獣が生息する地域

イ 鳥獣の生息密度の高い地域

ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

a) 天然林

b) 林相地形が変化に富む地域

c) 溪流又は沼沢を含む地域

d) 餌となる動植物が豊富な地域

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護し、地域の生物多様性の拠点を確保するため、大規模生息地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定することとし、一箇所当たりの面積は10,000ha 以上とする。

ア 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域

イ 暖帯林、温帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域

ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する鳥類及び海棲哺乳類（法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されているものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めることとする。

ア 現在、県内において渡来する鳥獣の種類又は個体数の多い地域

イ かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等の必要な地域について集団繁殖地の保護区を指定する。

指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めることとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

法第2条第4項に基づき環境大臣が定める希少鳥獣であって、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣、山口県が作成したレッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これら鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

6) 生息地回廊の保護区

新たに生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、生息地回廊の保護区を指定する。

指定に当たっては、移動・分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定し、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等により、効果的な配置に努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において、豊かな生活環境の形成に資する鳥獣の良好な生息地を確保・創出するため、また、自然とのふれあいや鳥獣の観察、保護活動を通じた環境教育の場を確保するために必要な地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表) (面積: ha)

区 分		鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区					
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)
森林鳥獣生息地	箇所	44	48	箇所						
	面積	13,200	40,033	変動面積						
大規模生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
集団渡来地	箇所		5	箇所						
	面積		3,573	変動面積						
集団繁殖地	箇所		1	箇所						
	面積		235	変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所		1	箇所						
	面積		202	変動面積						
生息地回廊	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		26	箇所						
	面積		8,599	変動面積						
計	箇所		81	箇所						
	面積		52,642	変動面積						

区 分		本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)
森林鳥獣 生息地	箇所		1				1			2			2
	変動面積		380				380			1,011			1,011
大規模 生息地	箇所												
	変動面積												
集団渡来地	箇所												
	変動面積												
集団繁殖地	箇所												
	変動面積												
希少鳥獣 生息地	箇所												
	変動面積												
生息地回廊	箇所												
	変動面積												
身近な鳥獣 生息地	箇所												
	変動面積												
計	箇所		1				1			2			2
	変動面積		380				380			1,011			1,011

区 分		本計画期間に解除又は期間満了となる 鳥獣保護区					計画期間 中の増減 (減：△) *	計画終了 時の鳥獣 保護区 **
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
森林鳥獣 生息地	箇所							48
	変動面積						△ 631	39,402
大規模 生息地	箇所							
	変動面積							
集団渡来地	箇所							5
	変動面積							3,573
集団繁殖地	箇所							1
	変動面積							235
希少鳥獣 生息地	箇所							1
	変動面積							202
生息地回廊	箇所							
	変動面積							
身近な鳥獣 生息地	箇所							26
	変動面積							8,599
計	箇所							81
	変動面積						△ 631	52,011

(注) 1 森林鳥獣生息地の「鳥獣保護区指定の目標」の算定根基

$$437,837\text{ha} \times 1/10,000 = 44 \text{箇所}$$

$$44 \text{箇所} \times 300\text{ha} = 13,200\text{ha}$$

2 * 箇所数については(B) - (E)、面積については(B) + (C) - (D) - (E)

3 ** 箇所数については(A) + (B) - (E)、面積については(A) + (B) + (C) - (D) - (E)

① 鳥獣保護区の新規指定計画

- 1) 森林鳥獣生息地の保護区
当面なし
- 2) 大規模生息地の保護区
当面なし
- 3) 集団渡来地の保護区
当面なし
- 4) 集団繁殖地の保護区
当面なし
- 5) 希少鳥獣生息地の保護区
当面なし
- 6) 生息地回廊の保護区
当面なし
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区
当面なし

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成24年度	森林鳥獣生息地	寂地山	期間更新	ha 1,377	ha 0	ha 1,377	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	〃	岩国山	〃	525	0	525	〃	〃	
	〃	笠戸島	〃	1,200	0	1,200	〃	〃	
	〃	長野山	〃	1,079	0	1,079	〃	〃	
	〃	阿知須	〃	1,116	0	1,116	〃	〃	
	〃	鑄銭司	〃	182	0	182	〃	〃	
	〃	十種ヶ峯	〃	442	0	442	〃	〃	
	〃	秋吉台	〃	3,412	0	3,412	〃	〃	
	〃	美祢ダム	〃	598	0	598	〃	〃	
	〃	荒滝	〃	680	0	680	〃	〃	
	〃	豊田湖	〃	864	0	864	〃	〃	

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成24年度	集団渡来地	角島	期間更新	700	0	700	平成24年11月 1日から平成34年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	身近な鳥獣生息地	宇佐小学校	〃	18	0	18	〃	〃	
	〃	常栄寺	〃	5	0	5	〃	〃	
	〃	禪昌寺山	〃	83	0	83	〃	〃	
	〃	火の山 霊鷲山	〃	900	0	900	〃	〃	
	〃	清末小月	〃	180	0	180	〃	〃	
	計	17箇所		13,361	0	13,361			
平成25年度	森林鳥獣生息地	弥栄	期間更新	350	0	350	平成25年11月 1日から平成35年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	〃	平原	〃	330	0	330	〃	〃	
	〃	中倉	〃	310	0	310	〃	〃	
	〃	禪定寺	〃	494	0	494	〃	〃	
	〃	霜降山	区域拡大	757	380	1,137	平成21年11月 1日から平成31年10月31日まで	境界の見直し	
	集団渡来地	小野	期間更新	569	0	569	平成25年11月 1日から平成35年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	〃	見島	〃	966	0	966	〃	〃	
	身近な鳥獣生息地	竜王山	〃	236	0	236	〃	〃	
	〃	松岳山	〃	48	0	48	〃	〃	
	〃	東行庵	〃	53	0	53	〃	〃	
	〃	夏木原	〃	175	0	175	〃	〃	
	計	11箇所		4,288	380	4,668			
平成26年度	森林鳥獣生息地	石城山	区域縮小	1,110	△ 573	537	平成26年11月 1日から平成36年10月31日まで	農林業被害の防止	
	〃	高瀬	期間更新	200	0	200	〃	鳥獣の保護繁殖	

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成26年度	森林鳥獣生息地	向島	期間更新	30	0	30 32	平成26年11月 1日から平成36年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	〃	厚狭	区域縮小	570	△ 438	132	〃	農林業被害の防止	
	〃	田代	〃	330	0	330	〃	鳥獣の保護繁殖	
	〃	青海島	〃	7,810	0	7,810	〃	〃	
	〃	田床山	〃	1,092	0	1,092	〃	〃	
	〃	阿武川ダム	〃	650	0	650	〃	〃	
	集団渡来地	八代	〃	1,038	0	1,038	〃	〃	
	身近な鳥獣生息地	菩提寺山	〃	64	0	64	〃	〃	
	〃	川東小学校	〃	4	0	4	〃	〃	
	〃	狗留孫山	〃	200	0	200	〃	〃	
	〃	指月山	〃	65	0	65	〃	〃	
	計	13箇所		13,163	△ 1,011	12,154			
	平成27年度	森林鳥獣生息地	羅漢山	期間更新	1,381	0	1,381	平成27年11月 1日から平成37年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖
〃		高照寺山	〃	41	0	41	〃	〃	
〃		高野	〃	930	0	930	〃	〃	
〃		土井ヶ浜	〃	1,150	0	1,150	〃	〃	
身近な鳥獣生息地		大原湖	〃	3,127	0	3,127	〃	〃	
〃		常盤	〃	947	0	947	〃	〃	
〃		桜山	〃	514	0	514	〃	〃	
〃		江良	〃	145	0	145	〃	〃	
計		8箇所		8,235	0	8,235			

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成28年度	森林鳥獣生息地	長野	期間更新	570	0	570	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	〃	太華山	〃	30	0	30	〃	〃	
	〃	長門峡	〃	825	0	825	〃	〃	
	〃	トウジ山	〃	513	0	513	〃	〃	
	身近な鳥獣生息地	川西	〃	661	0	661	〃	〃	
	〃	菅野湖	〃	302	0	302	〃	〃	
	計	6箇所		2,901	0	2,901			
合計	55箇所		41,948	△ 631	41,317				

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する全体方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては、下記②の保護区の区分に従い、特別保護地区及び同地区内の法第29条第7項第4号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）の指定を積極的に進める。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区においては、全箇所に特別保護地区を指定するよう努める。

なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を鳥獣保護区の指定期間に一致させるものとし、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、狩猟可能区域等と隣接させるのではなく、鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域を指定する。

なお、指定箇所数の2分の1以上の地区については、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努める。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区を指定する。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区を指定する。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区を指定する。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定する。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区を指定する。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域を指定する。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表) (面積: ha)

区 分		特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)						
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	
森林鳥獣生息地	箇所	24	16	箇所	4	1	3	2		10
	面積	4,003	661	変動面積	138	30	177	130		475
大規模生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
集団渡来地	箇所		3	箇所	1	1				2
	面積		91	変動面積	30	59				89
集団繁殖地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所		1	箇所						
	面積		202	変動面積						
生息地回廊	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		13	箇所	4	2	2	3	1	12
	面積		751	変動面積	51	54	99	198	302	704
計	箇所		33	箇所	9	4	5	5	1	24
	面積		1,705	変動面積	219	143	276	328	302	1,268

区 分		本計画期間に区域拡大する特別保護地区					本計画期間に区域縮小する特別保護地区						
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)
森林鳥獣 生息地	箇所												
	変動面積												
大規模 生息地	箇所												
	変動面積												
集団渡来地	箇所												
	変動面積												
集団繁殖地	箇所												
	変動面積												
希少鳥獣 生息地	箇所												
	変動面積												
生息地回廊	箇所												
	変動面積												
身近な鳥獣 生息地	箇所												
	変動面積												
計	箇所												
	変動面積												

区 分		本計画期間に解除又は期間満了となる 特別保護地区（再指定も含む）					計画期間 中の増減 (減：△) *	計画終了 時の特別 保護地区 **
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
森林鳥獣 生息地	箇所	4	1	3	2		10	16
	変動面積	138	30	177	130		475	661
大規模 生息地	箇所							
	変動面積							
集団渡来地	箇所	1	1				2	3
	変動面積	30	59				89	91
集団繁殖地	箇所							
	変動面積							
希少鳥獣 生息地	箇所							1
	変動面積							202
生息地回廊	箇所							
	変動面積							
身近な鳥獣 生息地	箇所	4	2	2	3	1	12	13
	変動面積	51	54	99	198	302	704	751
計	箇所	9	4	5	5	1	24	33
	変動面積	219	143	276	328	302	1,268	1,705

- (注) 1 森林鳥獣生息地の「特別保護地区指定の目標」の算定根基
(森林鳥獣生息地の数) 箇所=48箇所×1/2=24箇所
(森林鳥獣生息地の面積) 面積=40,033ha×1/10=4,003ha
- 2 * 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E
- 3 ** 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

(3) 特別保護地区の指定内訳

(第4表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	
平成24年度	森林鳥獣生息地	寂地山	1,377 ^{ha}	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	42 ^{ha}	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	再指定
	〃	十種ヶ峯	442	〃	25	〃	〃
	〃	秋吉台	3,412	〃	60	〃	〃
	〃	豊田湖	864	〃	11	〃	〃
	集団渡来地	角島	700	〃	30	〃	〃
	身近な鳥獣生息地	常栄寺	5	〃	5	〃	〃
	〃	禅昌寺山	83	〃	2	〃	〃
	〃	火の山 壺鷲山	900	〃	37	〃	〃
	〃	清末 小月	180	〃	7	〃	〃
	計	9箇所	7,963		219		
平成25年度	森林鳥獣生息地	平原	330	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	30	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	再指定
	集団渡来地	小野	569	〃	59	〃	〃
	身近な鳥獣生息地	松岳山	48	〃	48	〃	〃
	〃	東行庵	53	〃	6	〃	〃
	計	4箇所	1,000		143		
平成26年度	森林鳥獣生息地	向島	30	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	32	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	再指定
	〃	青海島	7,810	〃	67	〃	〃
	〃	田床山	1,092	〃	80	〃	〃
	身近な鳥獣生息地	狗留孫山	200	〃	77	〃	〃

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	
平成26年度	身近な鳥獣生息地	指月山	65	平成26年11月 1日から平成36年10月31日まで	22	平成26年11月 1日から平成36年10月31日まで	再指定
	計	5箇所	9,197		276		
平成27年度	森林鳥獣生息地	羅漢山	1,381	平成27年11月 1日から平成37年10月31日まで	102	平成27年11月 1日から平成37年10月31日まで	再指定
	〃	高照寺山	41	〃	28	〃	〃
	身近な鳥獣生息地	大原湖	3,127	〃	31	〃	〃
	〃	常盤	947	〃	138	〃	〃
	〃	江良	145	〃	29	〃	〃
	計	5箇所	5,641		328		
平成28年度	身近な鳥獣生息地	菅野湖	302	平成28年11月 1日から平成38年10月31日まで	302	平成28年11月 1日から平成38年10月31日まで	再指定
	計	1箇所	302		302		
合 計		24箇所	24,103		1,268		

3 休猟区の指定

(1) 方針

狩猟鳥獣の保護繁殖を図るために、次により休猟区を指定する。

なお、指定に当たっては、農林業関係者、住民等の理解が得られるように留意し、指定区域及びその周辺における農林業被害等に対しては、区域内での鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により対応する。また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期や指定期間の短縮、第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度（特例休猟区の指定）の活用を進める。

① 休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案し、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。

また、指定に当たっては、狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、各地域ごとに分布に偏りが無いよう配慮する。

なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林業被害等の状況も踏まえながら、当該休猟区に隣接する地区において、新たな休猟区の指定を検討する。

② 休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha 以上となるよう努めるものとし、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努める。

③ 休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

(2) 休猟区指定計画

(第5表)

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備考
平成24年度	周南市大字久米一帯	久米	1,880	3	
	周南市大字大潮一帯	大潮	1,630	3	
	山口市吉敷・朝田一帯	吉敷・大歳	2,167	3	
	山口市徳地山畑・徳地堀・ 徳地島地・徳地小古祖一帯	白谷	1,784	3	
	山口市阿東篠目一帯	親睦	1,403	3	
	防府市大字牟礼・真尾一帯	牟礼	1,229	3	
	萩市大字須佐西、弥富上、 鈴野川一帯	須佐西・弥富 上・鈴野川	2,713	3	
計		7箇所	12,806		
平成25年度	周南市大字米光一帯	和田	1,370	3	
	山口市徳地柚木・徳地野谷一帯	柚木東	1,700	3	
	山口市阿東徳佐上一帯	船方	1,337	3	
	宇部市厚東一帯	厚東	1,876	3	
	山陽小野田市大字厚狭一帯	厚狭	2,197	3	
	萩市大字椿一帯	茶白山	1,128	3	
	萩市川上一帯	江舟岳	1,720	3	
計		7箇所	11,328		
平成26年度	周南市大字大道理一帯	大道理	1,720	3	
	下松市大字下谷一帯	米川	1,207	3	
	山口市徳地三谷・徳地八坂・ 徳地船路一帯	三谷	2,027	3	
	山口市阿東地福下・生雲東分一帯	大蔵ヶ岳	1,438	3	
	下関市豊田町一ノ又俣、浮石、 宇内、稲見一帯	勇山	1,100	3	
	萩市大井一帯	羽賀台	810	3	
	阿武町大字福田下、宇生賀一帯	福賀下	1,430	3	
計		7箇所	9,732		

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備考
平成27年度	周南市大字小松原一帯	黒岩	1,220	3	
	周南市大字大潮一帯	筋ヶ岳	1,530	3	
	山口市陶・名田島・秋穂二島一帯	陶・名田島・秋穂二島	4,219	3	
	山口市徳地柚木一帯	柚木北	1,650	3	
	山口市阿東篠目一帯	見付・田代	2,113	3	
	防府市大字久兼・和字・真尾一帯	真尾	1,164	3	
	防府市大字台道・切畑・佐野一帯	大道	1,346	3	
	萩市大字弥富上、弥富下、鈴野川一帯	弥富・鈴野川	2,378	3	
計		8箇所	15,620		
平成28年度	周南市大字夜市一帯	夜市	1,210	3	
	周南市大字鹿野下一帯	鹿野下	1,300	3	
	山口市徳地岸見一帯	岸見	1,666	3	
	山口市阿東嘉年下・徳佐中一帯	福谷	1,567	3	
	萩市大字山田、三見一帯	白水山	570	3	
	阿武町大字惣郷一帯	惣郷	910	3	
計		6箇所	7,223		
合計		35箇所	56,709		

(3) 特例休猟区指定計画

当面なし

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

① 管理施設の整備方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線を明確にする標識等の管理施設を整備する。

② 利用施設の整備方針

人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、鳥獣の観察に適する場所における観察路、観察舎等の利用施設の整備に努める。

③ 調査、巡視等の管理方針

採餌、営巣のための環境の維持等の観点から、鳥獣の生息状況の把握や違法捕獲の取締り等

の管理の充実に努める。

④ 保全事業に関する基本的な考え方

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が著しく悪化し、指定目的や鳥獣の生息状況に照らして対策の必要があると認められる場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第6表)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計
標識類の整備	鳥獣保護区・特別保護地区 26箇所 (制札・案内板)	鳥獣保護区・特別保護地区 14箇所 (制札・案内板)	鳥獣保護区・特別保護地区 18箇所 (制札・案内板)	鳥獣保護区・特別保護地区 13箇所 (制札・案内板)	鳥獣保護区・特別保護地区 7箇所 (制札・案内板)	鳥獣保護区・特別保護地区 78箇所 (制札・案内板)

② 利用施設の整備計画

(第7表)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
その他の施設等の整備	宇佐小学校鳥獣保護区、常栄寺鳥獣保護区、禅昌寺山鳥獣保護区、火の山・霊鷲山鳥獣保護区 清末・小月鳥獣保護区 (巣箱、食餌植物植栽)	竜王山鳥獣保護区、松岳山鳥獣保護区、東行庵鳥獣保護区、夏木原鳥獣保護区 (巣箱、食餌植物植栽)	菩提寺山鳥獣保護区、川東小学校鳥獣保護区、狗留孫山鳥獣保護区、指月山鳥獣保護区 (巣箱、食餌植物植栽)	大原湖鳥獣保護区、常盤鳥獣保護区、桜山鳥獣保護区、江良鳥獣保護区 (巣箱、食餌植物植栽)	川西鳥獣保護区、菅野湖鳥獣保護区 (巣箱、食餌植物植栽)

③ 調査、巡視等の計画

(第8表)

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理員等	箇所数	81 (鳥獣保護区)	81	81	81	81
	人数	46 (鳥獣保護管理員)	46	46	46	46
管理のための調査の実施		鳥獣保護員による巡回調査	鳥獣保護員による巡回調査	鳥獣保護員による巡回調査	鳥獣保護管理員による巡回調査	鳥獣保護管理員による巡回調査

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

当面なし

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

対象はキジ、ヤマドリとし、県の放鳥計画に見合う生産量を確保するために、(一社)山口県猟友会及びキジ・ヤマドリ生産協議会を中心に、計画的に人工増殖を図るとともに野生化訓練を行う。

また、人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とする。

なお、近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図り、健全なキジ、ヤマドリの育成に努める。

(2) 人工増殖計画

(第9表)

年度	狩猟鳥獣		備考
	鳥獣名	指導方法	
平成24年度 ～ 平成28年度	キジ	県内の3名の生産者により、生産体制は確立されている。 講習会や技術交換会を開催し、生産技術の向上を図る。	
	ヤマドリ	県内の3名の生産者により、生産体制は確立されている。 講習会や技術交換会を開催し、生産技術の向上を図る。	

2 放鳥獣

(1) 方針

キジ及びヤマドリについては、毎年度、県の放鳥計画に基づき、鳥獣保護区及び休猟区に放鳥する。なお、放鳥に当たっては、下記の点に留意する。

① 対象鳥獣の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を必要に応じて実施する。

放鳥後の追跡調査は、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査する。

② 放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化等の事業効果を高めるための取組を行う。

③ 特有の生態系を有する島しょであって、生態系の保護上、悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しない。

④ 放鳥する鳥類は、生息地又は餌の競合、病原体の伝播等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものとする。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジ及びヤマドリの生産者等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を行うとともに、放鳥事業の一時的な実施見合わせについても検討する。

⑤ 放鳥する場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥する地域に生息する個体群に含まれる個体を放鳥する。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第10表)

種類名	放鳥の地域	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
キジ	鳥獣保護区 休猟区 計	箇所 羽					
		20	20	20	20	20	100
		12	12	12	12	12	60
	計	32 1,680	32 1,680	32 1,680	32 1,680	32 1,680	160 8,400
ヤマドリ	鳥獣保護区	6 200	6 200	6 200	6 200	6 200	30 1,000

(第11表)

種類名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
	委託生産	委託生産	委託生産	委託生産	委託生産	(一社)山口県猟友会に委託
キジ	1,680 羽					
ヤマドリ	200 羽					

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

鳥獣の捕獲等の許可に当たっては、対象種ごとの保護及び管理の考え方が重要であることから、その考え方を次のとおりとする。

(1) 希少鳥獣

山口県版レッドデータブックに記載されている鳥獣については、必要に応じ、生息状況や生息環境の把握に努め、種及び地域個体群の存続を図る。

(2) 狩猟鳥獣

法律により狩猟が認められている鳥獣については、必要に応じ、生息状況等の把握に努めるとともに、関係行政機関等からの情報収集や関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努め、休猟区や捕獲等の制限等の制度を活用し、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護及び管理を図る。

また、被害防止を目的とした捕獲の対象となる狩猟鳥獣については、狩猟を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、地域個体群の存続を図りつつ被害防止を図る。

(3) 外来鳥獣

国内に本来生息地を有しておらず、人為的に外部から移入され、生態系等に係る被害が生じている鳥獣については、必要に応じ、生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努め、根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図る。

(4) 指定管理鳥獣

法第2条第5項に基づき環境大臣が定める鳥獣（指定管理鳥獣）については、地域個体群の存続に配慮しながら必要な捕獲等を積極的に推進することとし、必要に応じ、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努める。

指定管理鳥獣の適切な管理のため、生息状況等の把握に努めるとともに、関係機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境や農林水産業、生態系に係る被害状況の把握に努める。また、鳥獣被害防止特措法による被害防止計画に基づき、市町が実施する被害防止のための捕獲等との調整を図る。

(5) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣については、分布動向、地域個体群の極端な増減、生活環境や農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣や狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「捕獲等又は採取等」という。）について、目的別に具体的な許可基準を設定する。

設定に当たっての基本的な考え方は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的な考え方

以下の場合においては、許可をしない。

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして、明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合

ただし、外来鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、生態系への被害防止を目的とする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図ることとする。

- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合
- ④ 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれのある場合
- ⑤ 捕獲等又は採取等の際し、社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持及び住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれのある場合
- ⑥ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合や特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑦ 法第36条及び同法施行規則第45条に危険猟法として規定されている猟法により捕獲等を行う場合

ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

- ⑧ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合

ただし、法第38条の2の規定による知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的な考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省が定める足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、適正な研究計画の下で行われ、当該研究目的を達成するために不可欠なものとする。

② 鳥獣の保護を目的とする場合

ア 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合

第一種特定鳥獣保護計画に基づく第一種特定鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護の一環として、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持するために必要な範囲内で行うものを対象とする。

イ その他鳥獣の保護を目的とする場合

ア以外の鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等については、原則として次の事由に該当するものを対象とする。

(ア) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合を対象とする。

(イ) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合を対象とする。

③ 鳥獣の管理を目的とする場合

ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（本第四の事項において「被害」という。）が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。

特に、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、積極的な有害鳥獣捕獲を図る。

イ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合

第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な管理の一環として、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数の適正な水準への減少、又はその生息地の適正な範囲への縮小のために必要な範囲内で行うものを対象とする。

④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等は、原則として次の事由に該当するものを対象とする。

1) 博物館、動物園その他これに類する施設における飼育・展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育・展示するために捕獲又は採取する場合

2) 愛玩飼養の目的

市町長が特別な事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等）があると認める場合

なお、鳥獣の愛玩飼養を目的とした捕獲又は採取は、本来、鳥獣は自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、乱獲を助長するおそれもあることから、規制を強化することが重要であり、今後、愛玩を目的とした飼養のための捕獲又は採取の許可は廃止する方向で検討する。

3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合

4) 鵜飼漁業に用いる目的

鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合

5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いるため捕獲する場合

6) 前各号に掲げるもののほか、鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的
環境教育・学習に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすこととする。

ただし、①1) のくくりわなの輪の直径については、鳥獣の捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、基準の緩和もあり得る。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合を除く。）

1) くくりわなを使用する許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着した方法であること

2) とらばさみを使用する許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着した方法であること

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用する許可申請の場合は、①1) の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着した方法であること

③ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限る

(4) 許可に当たって付記する条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たって付記する条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕

獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、適切なわなの数量及び見回り回数等について付記する。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付記する。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付記する。

(5) 許可権限の市町長への委譲

知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数、分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性や市町における鳥獣の保護及び管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする種を限定した上で、適切に委譲し、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）との整合等、制度の円滑な運営に努める。

また、捕獲許可に係る権限の市町長への委譲に当たっては、法、同法施行規則、基本指針及び本計画に従った適切な業務の遂行及び知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するとともに、特に、(9)に示す場合や法第12条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされている絶滅のおそれのある地域個体群についての捕獲許可に当たっては、慎重な保護等の対応が求められることから、当該市町において十分な判断体制の下に処分が行われるよう助言する。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を行うよう指導する。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置するよう指導する。

- ① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うこと。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置すること。
- ② ツキノワグマの生息地域で錯誤捕獲のおそれがある場合は、ツキノワグマの出没状況等の地域の実情を踏まえ、わなの形状や餌付け方法等を工夫するなど錯誤捕獲の防止措置を行うこと。
また、ツキノワグマを錯誤捕獲した場合には、安全な学習放獣等の措置を講じる必要があるため、迅速な通報・連絡に努めること。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等について、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法により行うこととし、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとする。やむを得ない場合は、生態系に影響を与えないよう適切に埋設し、山野に放置することのないよう指導する（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。

なお、捕獲物等が、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は、努めてこれを利用するよう指導することとするが、違法に輸入されたもの、国内で密猟された個体との誤認をされないよう措置するよう指導する。特に、ツキノワグマについては、目印標

(製品タグ)の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にする。

錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用はできないことから、放鳥獣の検討を行うこととする。ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、外来鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導する。

また、申請者に対し、あらかじめ狩猟鳥獣以外の捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には、飼養登録等の手続きが必要となることや、捕獲個体の処理の方法が捕獲許可申請書に記載された方法と異なる場合は、法第9条第1項違反となることを十分に周知する。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な情報を得るために、捕獲等又は採取等の実施者に対し、捕獲日時、地点、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲数等についての報告を求める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲データの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図る。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等への立会い等により、それらが適正に実施されるよう対処する。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等の保護の必要性が高い種や地域個体群に係る捕獲許可は、生息数や生息密度の推定に基づき、許可する捕獲数を調整する等、特に慎重に取り扱う。

なお、保護の必要性が高い種については、有害鳥獣捕獲を装った不必要な捕獲等の生じることのないよう関係者等を指導するとともに、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣する等、地域の関係者の理解の下に、生息数の確保に努める。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等において、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

③ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭、個)。ただし、外来鳥獣については、適切な種類又は数とする。

④ 期間

1年以内

⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とし、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限

区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要と認められる方法であること。

⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要と認められる行為であること。
- 2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置は行わないこと。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後に脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報の公開を申請者に求めるよう努める。

(2) 標識調査（環境省が定める足環を装着する場合）

① 許可対象者

国若しくは本県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは本県から委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）。

② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者は、鳥類各種ごとに年間2,000羽以内とし、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受ける者は、鳥類各種ごとに年間1,000羽以内、その他の者は、鳥類各種ごとに年間500羽以内とする。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③ 期間

1年以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

原則として、網、わな又は手捕りとする。

4 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づき本県又は国事業の委託を受けた者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）

③ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応する。

④ 区域

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域

⑤ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法とする。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）

③ 期間

1年以内

④ 区域

申請者の職務上必要な区域

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。

① 許可対象者

県の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）

③ 期間

1年以内

④ 区域

必要と認められる区域

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

5 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

① 県と市町との役割分担

鳥獣被害防止対策は、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町が主体となって、地域の実情に即した「被害防止計画」を策定し、防護柵の設置や捕獲隊による有害鳥獣捕獲などに取り組むこととされていることから、県は、広域的な観点から、狩猟等に係る規制緩和や被害防止に向けた調査研究、新たな捕獲技術の開発など、市町では対応が困難な課題に取り組むとともに、市町との連携強化を図る。

② 有害鳥獣捕獲の基本的な考え方

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、防除対策の実施状況及び被害等の状況を的確に把握し、

その結果、被害等が生じている場合だけでなく、そのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、積極的な有害鳥獣捕獲を図る。

また、有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備や未収穫物の撤去等の被害防除対策等の総合的な推進に努める。

③ 鳥獣の適正管理の実施

1) 方針

鳥獣の保護及び管理と農林水産業等の健全な発展との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法や狩猟を含む個体数管理等の鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努める。

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

(第12表)

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備考
イノシシ	24～28	<ul style="list-style-type: none"> 「第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画」に基づく適正な管理 効果的な被害防除対策及び有害鳥獣捕獲対策を講じるための生息状況、被害調査の実施 「山口県イノシシ対策検討会」での総合的な管理対策の検討 	
ニホンジカ	24～28	<ul style="list-style-type: none"> 「第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画」に基づく適正な管理 効果的な被害防除対策及び有害鳥獣捕獲対策を講じるための生息状況、被害調査の実施 「山口県シカ対策検討会」での総合的な管理対策の検討 	
ツキノワグマ	24～28	<ul style="list-style-type: none"> 「第一種特定鳥獣(ツキノワグマ)保護計画」に基づく適正な保護 効果的な被害防除対策を講じるための生息状況、生態等調査の実施 山口、広島、島根県で構成する「西中国山地ツキノワグマ保護管理対策協議会」での保護対策の検討 「山口県ツキノワグマ保護管理検討会」での総合的な保護対策の検討 	
カワウ	26～28	<ul style="list-style-type: none"> 「第二種特定鳥獣(カワウ)管理計画」に基づく適正な管理 効果的な被害防除対策及び有害鳥獣捕獲対策を講じるための生息状況、被害調査の実施 「山口県カワウ対策連絡調整会議」での総合的な管理対策の検討 	
ニホンザル	28	<ul style="list-style-type: none"> 「第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画」に基づく適正な管理 効果的な被害防除対策及び有害鳥獣捕獲対策を講じるための生息状況、被害調査の実施 「山口県ニホンザル対策検討会(仮称)」での総合的な管理対策の検討 	
その他の鳥獣	24～28	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な被害防除対策及び有害鳥獣捕獲対策を講じるための生息状況、被害調査の実施 「山口県鳥獣被害防止対策協議会」での総合的な被害防除対策の検討 	

④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

1) 方針

ア 基本的な方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、防除対策の実施状況及び被害等の状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められる場合に行う。

イノシシやニホンジカ、カワウなどの狩猟鳥獣、ニホンザル、外来鳥獣以外の鳥獣については、被害等が生じることはまれであり、従来への許可実績もごく僅少であることから、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止対策を検討した上で許可する等、慎重に取り扱う。

また、第一種特定鳥獣保護計画を作成している鳥獣若しくは保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可については、特に慎重に取り扱う。

なお、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、積極的な有害鳥獣捕獲を推進する。

イ 予察捕獲の許可の基準及び実施に当たっての留意事項

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）の許可は、1）アで示した鳥獣（地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として、常時捕獲により生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ行う。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りでない。

予察捕獲の実施に当たっては、各市町有害鳥獣捕獲対策協議会において、鳥獣の種類別、地域別及び四半期別による被害発生予察表を作成する。

予察表は、過去5年間の農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害発生のおそれのある地区ごとに、被害・影響の発生地域、時期、捕獲等又は採取等の数の上限の設定等を明らかにするとともに、地域の実情に応じ、学識経験者等の意見を聴取しつつ、検討を加えるものとする。

なお、予察表に基づく捕獲の実施については、毎年点検し、必要に応じて実施の調整を行う等、予察捕獲の科学的・計画的な実施に努める。

ウ 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲の防止や事故の発生防止を図るため、捕獲隊員同士の役割分担の確認や目立つ色の服装の着用など万全の対策を講じさせるとともに、関係地域住民等への事前周知や鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章の装着を徹底させる。

また、必要に応じて捕獲の立会い等を行い、適正に実施されていることの確認を行う。

エ 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施にあたっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として法第9条第1項の規定による環境大臣又は県知事の許可のほか、法第38条の2第1項の規定による県知事の許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻醉薬を使用する場合には、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

オ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整との関係

第二種特定鳥獣管理計画に基づく第二種特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合は、原則として第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする捕獲として取り扱うものとするが、各市町や県全体の捕獲数を定期的に把握し、第二種特定鳥獣管理計画に定める捕獲目標数等との整合を図る。

2) 許可基準

ア 許可対象者

許可対象者は、次のとおりとする。

ア) 被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許（空気銃を使用する場合においては第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許）を所持する者、また、銃器を使用しない場合は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者

イ) 被害等を受けた者から依頼された法人

法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第9条第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」であって、原則として、銃器を使用する場合は、第1種銃猟免許（空気銃を使用する場合においては第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許）を所持する者が捕獲従事者である法人、また、銃器を使用しない場合は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者が捕獲従事者である法人

なお、銃器を使用しない場合であって、捕獲従事者の中に網猟免許又はわな猟免許の所持者が含まれ、かつ、当該法人が捕獲従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、捕獲従事者の中に当該免許を受けていない者を含むことができる。

ただし、上記ア)、イ)にかかわらず、以下の場合は、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき又は捕獲した個体の適切な処分ができないと認められるときを除き、狩猟免許を受けていない者に対しても許可をすることができる。

- ・ 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該建物内において、小型の箱わな又はつき網若しくは手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合
- ・ 農林業被害の防止の目的で、農林業者が自らの事業地内において、囲いわなによりイノシシ、ニホンジカ、その他の鳥獣を捕獲する場合

イ 許可に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、有害鳥獣捕獲を行う者の中に被害等の発生地域の地理や鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導する。

また、有害鳥獣捕獲に当たっては、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択され、それに必要な人数となるよう指導する。

なお、法人に対する許可において、銃器を使用しない場合であって、捕獲従事者の中に網猟免許又はわな猟免許を受けていない者を含める場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導する。

さらに、当該法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、従事者の台帳を整備し、それぞれの捕獲従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、地域の関係者と十分な調整を図る等、効果的な実施に努めるよう指導する。

ウ 鳥獣の種類・数

(ア) 有害鳥獣捕獲の対象鳥獣は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

(イ) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の a) 又は b) に該当する場合のみとする。

a) 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

b) 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

(ウ) 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数(羽、頭、個)とする。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣による被害防止を目的とする場合には、(ア)～(ウ)は適用しない。

エ 期間

(ア) 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的な捕獲が実施できる期間とする。

ただし、捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣等である場合や、被害等の発生が予察される場合や飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合等は、この限りでない。

(イ) 有害鳥獣捕獲の対象となっていない鳥獣の繁殖に支障を及ぼす期間は避ける。

(ウ) 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、農林水産業等に係る被害の防止の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。また、狩猟又は狩猟期間の延長と誤

認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対し、捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

(エ) 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努める。

オ 区域

(ア) 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、対象鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象に必要なかつ適切な範囲とする。

(イ) 被害等が複数の市町にまたがって発生する場合には、市町が共同して広域的な有害鳥獣捕獲を実施する等、効果的な対策が講じられるよう市町に助言する。

また、被害等が周辺の県にまたがって発生する場合には、関係県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、県間の連携強化を図るよう努める。

(ウ) 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の適切な管理の視点に立って、対象鳥獣の捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努め、他の鳥獣の繁殖に支障を及ぼさないよう配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な対応を行う。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、第二種特定鳥獣管理計画の作成などにより管理の加速化を図る。さらに、休猟区での第二種特定鳥獣管理計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討する。

カ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合にはこの限りでない。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては、鉛製銃弾は使用しない。

また、猛禽類の鉛中毒や環境への影響を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が溶出する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象鳥獣が嗜好する餌を用いた捕獲方法を採用することにより、農林業等の被害の原因を惹起させることのないよう指導する。

(第13表)

許可権者	鳥獣名	許可基準						被害農林水産物等
		方法	区域	時期	期間	1回当り捕獲羽(頭)数	許可対象者	
市町長	カワウ ゴイサギ アマサギ ダイサギ コサギ アオサギ カモ類 (狩猟鳥獣) トビ キジバト ドバト ヒヨドリ ウソ ニュウアイズメ スズメ ムクドリ カラス類 (狩猟鳥獣)	危険猟法及びかすみ網以外の猟法(法定猟法以外の猟法を含む。また特定猟具使用禁止区域における特定猟具による捕獲等についても、必要に応じて許可できるものとする。)	被害等の発生状況に応じその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえ、被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。 有害鳥獣捕獲隊に対して市町鳥獣被害防止計画の対象鳥獣の捕獲を許可する場合は、当該捕獲隊の担当区域(合同捕獲等を行う場合はその区域)とする。ただし、鳥獣保護区及び休猟区についてはその他の区域とは別に捕獲許可を行うものとする。	原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期とする。 捕獲隊による対象鳥獣の捕獲並びにアライグマ、ヌートリア及びハクビシンについては、年間を通じて捕獲を許可できるものとする	地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とし、鳥類については、30日以内(はこわなを使用する場合は60日以内)獣類については60日以内とする。 捕獲隊による対象鳥獣の捕獲については、その年の狩猟期間の開始日の前日まで(狩猟期間中に捕獲許可を行う場合は狩猟期間の末日まで) ニホンザル及びアライグマ等については1年以内	被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要な羽(頭)数とする。 アライグマ等については、捕獲頭数の制限を設けない。	原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者であって使用する捕獲用具に係る狩猟免許を有する者とする。ただし、次に掲げる場合は狩猟免許を所持しない者にも許可できるものとする ①小型の箱わなを用いてアライグマ等を捕獲する場合 ②漁業者が餌釣りによりカワウを捕獲する場合 ③農業者が別に定めるところにより囲いわなを用いて狩猟鳥獣を捕獲する場合	カモ類は、水産養殖等 ハト類は、麦・雑穀、水稻等 ヒヨドリは、果樹、野菜類等 カラス類は、果樹、野菜、水稻等 ノウサギは、造林木等 タヌキは、果樹、野菜類等 イノシシは、水稻、野菜類、麦・雑穀、果樹等 サルは野菜類、果樹、麦・雑穀、水稻、シイタケ等 シカは造林木、水稻、野菜類、果樹等
	サル タヌキ キツネ ノイヌ ノネコ テン イタチ チョウセンイタチ アナグマ アライグマ ハクビシン イノシシ (イノシシを含む) ニホンジカ ヌートリア ノウサギ							
<p>留意事項</p> <p>1 捕獲対象鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間及び鳥獣保護区又は休猟区における捕獲許可は、鳥獣の保護及び管理の適正な実施が確保されるように行うものとする。</p> <p>2 許可を受けた者が使用する捕獲用具(銃器を除く。)には、用具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。</p> <p>3 水辺域のうち水鳥の鉛中毒を防止するために選定された規制区域においては、鉛製銃弾は使用できない。</p>								

許可権者	鳥獣名	許可基準						被害農林水産物等
		方法	区域	時期	期間	1回当り捕獲羽(頭)数	許可対象者	
知事	クマその他の鳥獣 (市町の捕獲許可対象鳥獣及び法第2条第4項に規定する希少鳥獣を除く。)	危険猟法及びかすみ網以外の猟法(法定猟法以外の猟法を含む。また特定猟具使用禁止区域における特定猟具による捕獲等についても、必要に応じて許可できるものとする。)ただし、クマについては、箱わな又銃器に限る。	被害等の発生状況に応じその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえ被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。	原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期とする。ただし、被害等の発生が予察される場合等特別な事由が認められる場合はこの限りでない。	地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とし、鳥類については、30日以内(はこわなを使用する場合は60日以内)獣類については60日以内とする。	被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要な羽(頭)数とする。	原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者であって使用する捕獲用具に係る狩猟免許を有する者とする。	クマは果樹等
<p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 捕獲対象鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間及び鳥獣保護区又は休猟区における捕獲許可は、鳥獣の保護及び管理の適正な実施が確保されるように行うものとする。 2 許可を受けた者が使用する捕獲用具(銃器を除く。)には、用具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。 3 ツキノワグマの有害鳥獣捕獲許可については、集落周辺や農林業等の作業地周辺に頻繁に出没し、人身被害等の危険性が予測される場合、又は、人身被害あるいは農林作物被害が生じた場合等に行うものとする。 4 水辺域のうち水鳥の鉛中毒を防止するために選定された規制区域においては、鉛製銃弾は使用できない。 								

⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

1) 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、市町及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施する。

特に、市町に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画との整合を図り、適正かつ効果的な実施のための体制整備を指導する。

ア 捕獲隊の編成等捕獲体制の強化

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が発生している地域または発生のおそれのある地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう市町を指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導する。

なお、持続的に有害鳥獣捕獲に取り組む体制を強化するため、鳥獣被害対策実施隊に民間隊員を登用するなど、その充実強化に努める。

また、地域内での捕獲隊の編成が困難な市町においては、他の市町と連携した広域の捕獲隊を編成する等、実施者の養成・確保に努めるよう指導する。

さらに、狩猟人口の減少や高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立することから、従来の取組に加え、市町や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する等効果的な取組を推進するよう指導するとともに、捕獲に関する専門的な知識や技能を有している有害鳥獣捕獲マイスターを活用して、捕獲技術の伝承等の後継者育成を図るよう指導する。

イ 地域ぐるみの捕獲活動の推進

狩猟者の減少・高齢化が進む中、有害鳥獣捕獲の強化を図るためには、狩猟者だけに頼るのではなく、狩猟者の理解と協力の下、捕獲従事者を地域全体で確保し、地域一体となった取組が必要である。

このため、農林業者自らによる狩猟免許取得を促進するとともに、狩猟者と地域の農林業者等との連携・協力を努め、地域ぐるみの捕獲活動を推進する。

ウ 関係者間の連携強化

被害等の防除対策の関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、環境生活部、農林水産部、天然記念物を所轄する教育委員会等の関係部局や森林管理局、地方農政局、地方環境事務所等との間の連携の強化に努めるとともに、必要に応じて、市町、森林管理事務所、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう市町に助言する。

エ 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握、防護柵等防除技術の普及、追い払い等の被害防止対策を行う体制を整備するとともに、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の市民への情報提供等により、効果的な被害防止が図られるよう関係市町に助言する。

2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第14表)

対象鳥獣名	対象地域	内容
シカ	県西部（下関市、長門市、美祢市）	市町捕獲隊及び広域捕獲隊の編成
イノシシ	県内全域	市町捕獲隊及び広域捕獲隊の編成
その他の鳥獣	被害の発生が予測される県内一円	市町捕獲隊及び広域捕獲隊の編成

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、第二種特定鳥獣管理計画の目的が達成されるよう適正に行う。

なお、実施に当たっての留意事項は5(1)④1)ウに準じる。

① 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許（空気銃を使用する場合には第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許）を所持する者、また、銃器を使用しない場合は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。

また、捕獲等又は採取等の効率性、安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理や鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導する。

さらに、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法を適切に選択し、それに必要な人数となるよう指導する。

② 鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）とする。

③ 期間

1) 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。

2) 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障を及ぼす期間は避けるよう配慮する。

3) 狩猟期間中及びその前後における捕獲等の許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対し、捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

④ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため必要かつ適切な区域とする。

⑤ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合についてはこの限りでない。

なお、法第15条第1項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域及び法第12条第1項又は第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域においては、鉛製銃弾は使用できない。

また、猛禽類の鉛中毒や環境への影響を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が溶出する構造及び素材の銃弾は使用しないよう努める。

6 その他特別の事由の場合

(第15表)

捕獲の目的	許可権者	許 可 基 準				備考	
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域		方法
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	展示の目的を達成するために必要な種類及び数 (羽、頭、個)	6ヶ月以内	原則として規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	原則として法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	鳥獣の種類は、法第9条第1項第2号の規定に基づき定められた鳥獣を除く。 捕獲方法は、法第9条第1項第3号の規定に基づき定められた網又はわな(かすみ網)を使用する場合を除く。 許可を受けた者が使用する捕獲用具(銃器を除く)には、用具ごとに住所・氏名・電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。
(2) 愛玩飼養の目的	市町長	自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。)又はこれらの者から依頼を受けた者	メジロに限る。 許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽とする。	1ヶ月以内(繁殖期間を除く。)	原則として住所地と同一市町内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園自然休養林、風致地区等自然を守ることに特に要請されている区域を除く。)	原則として法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、とりもちを用いる場合であつて、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保される場合は、この限りでない。	原則として、愛玩飼養を目的とする捕獲等は認めないこととし、市町長が特別の事由(野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等)があると認める場合に限る。 また、この場合においても原則として左記の基準によるものとする。 なお、愛玩飼養を目的とする捕獲等の許可については、今後、廃止する方向で検討することとし、申請者に対して今後の検討方向の周知に努める。

捕獲の目的	許可権者	許 可 基 準				備考	
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域		方法
(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で、過度の近親交配の防止に必要な数（羽個）とし、放鳥を目的する場合は対象放鳥地の個体とする。	6ヶ月以内	原則として住所地と同一県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。） ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	網、わな又は手捕り。	鳥獣の種類は、法第2条第4項第の規定に基づき定められた鳥獣を除く。 捕獲方法は、法第9条第1項第3号の規定に基づき定められた網又はわな（かすみ網）を使用する場合を除く。 許可を受けた者が使用する捕獲用具（銃器を除く）には、用具ごとに住所、氏名・電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。
(4) 鵜飼漁業に用いる目的		鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	鵜飼漁業に用いる目的を達成するために必要な数（羽、個）		原則として規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	手捕り。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	
(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的		祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）	30日以内		原則として法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	
(6) 前各号に掲げるもののほか、鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲又は採取等は、学術研究の捕獲許可の基準に準じて取り扱うものとする。							

7 鳥類の飼養登録

(1) 方針

鳥類の違法な飼養を防止するため、個体管理のための足環の装着等、適正な飼養管理が行われるよう指導する。

(2) 飼養適正化のために指導する内容

- ① 登録の更新は、飼養個体と足環の装着許可証を照合・確認した上で行う。
- ② 平成元年度の足環装着許可証導入以前から飼養されている個体については、年齢と羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等が相応していること等により、個体のすり替えが行われていないことを厳格に確認した上で更新を行う。
- ③ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わない。ただし、毀損前の許可証の写真、足環の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみ再交付を行う。
- ④ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者からの届出については、譲渡の経緯等を確認することにより、1人の者が多数の個体を飼養する等の不正な飼養が行われないようにする。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう厳格な監視に努める。

8 販売禁止鳥獣等の取扱い

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等となっているヤマドリ及びその卵の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合にのみ許可を行う。

- ① 販売の目的が同法施行規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリを食用品としての販売等を行うことにより、違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理の増加や個体数の急速な減少等、その保護に重大な支障を及ぼすものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、放鳥のため販売する鳥獣が人工増殖させた同一地域の個体群であること等とする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

なお、特定猟具使用禁止区域は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

① 銃猟に伴う危険を予防するための区域

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人が所在する可能性の高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空間、市街地、人家稠密な場所及び衆人の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための区域

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

③ わな猟に伴う危険を予防するための区域

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっている土地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の利用者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い場所

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第16表) (面積: ha)

区 分	既指定特定 猟具使用禁 止区域(A)	本計画期間に指定する特定猟具使用 禁止区域					
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所	62					
	面積	79,779					

区 分	本計画期間に区域拡大する特定猟具 使用禁止区域						本計画期間に区域減少する特定猟具 使用禁止区域					
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所			1								
	変動 面積			1,500								

区 分	本計画期間に廃止又は期間満了により 消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期 間中の増減 (減:△) *	計画終了時 の特定猟具 使用禁止区 域**
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)		
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所							62
	変動 面積						1,500	81,279

(注) 1 * 箇所数については(B) - (E)、面積については(B) + (C) - (D) - (E)

2 ** 箇所数については(A) + (B) - (E)、面積については(A) + (B) + (C) - (D) - (E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

① 銃猟に伴う危険を予防するための区域

(第17表)

年度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備考
平成24年度	岩国市沖合一帯	岩国港特定猟具使用禁止区域(銃器)	9,120	10	再指定
	下松市笠戸湾一帯	笠戸湾 "	3,650	10	"
	周南市一ノ井手一帯	京大試験林 "	48	10	"
	周南市大字栄谷・堀越一帯	栄谷・堀越 "	254	10	"
	防府市中関港一帯	中関港 "	328	10	"
	防府市佐波川下流一帯	佐波川 "	329	10	"
	山口市秋穂二島・秋穂湾一帯	秋穂湾 "	617	10	"
	山口市樺野川一帯	樺野川 "	260	10	"
	山口市嘉川・今津川一帯	今津 "	53	10	"
	山口市徳地船路字屋敷一帯	屋敷 "	62	10	"
	宇部市岐波一帯	岐波 "	610	10	"
	宇部市大字小野・二俣瀬一帯	車地 "	253	10	"
	山陽小野田市高栄一帯	若沖 "	6	10	"
	山陽小野田市渡樋ヶ奥一帯	渡樋ヶ奥 "	4	10	"
	下関市及び周防灘、関門海峡一帯	下関 "	12,000	10	"
	下関市豊北町神田及び油谷湾一帯	油谷湾 "	7,230	10	"
	下関市内日一帯	内日 "	15	10	"
	下関市豊田町大字殿敷字稲光一帯	稲光 "	500	10	"
	萩市萩港一帯	萩湾 "	3,219	10	"
		計	19箇所	38,558	
平成25年度	光市、光湾一帯	光湾特定猟具使用禁止区域(銃器)	1,771	10	再指定
	光市小周防、周南市三丘一帯	三丘 "	260	10	"
	周南市大字呼坂一帯	呼坂 "	260	10	"
	山口市姫山一帯	姫山 "	63	10	"

年度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備考
平成25年度	山陽小野田市大字埴生 一帯	埴生特定猟具使用禁止 区域（銃器）	298	10	再指定
	計	5箇所	2,652		
平成26年度	光市大字牛島・大字伊 保木沖合一帯	牛島特定猟具使用禁止 区域（銃器）	2,300	10	再指定
	周南市金剛山一帯	金剛山 〃	165	10	〃
	山口市秋穂東一帯	大海内浜 〃	48	10	〃
	下関市及び周防灘、関 門海峡一帯	下関 〃	13,500	8	区域 拡大
	計	4箇所	16,013		
平成27年度	光市浅江一帯	潮音寺山特定猟具使用 禁止区域（銃器）	150	10	再指定
	宇部市藤河内一帯	藤河内 〃	147	10	〃
	計	2箇所	297		
平成28年度	岩国市錦川下流一帯	錦川特定猟具使用禁止 区域（銃器）	585	10	再指定
	岩国市周東町用田・中 山一帯	中山川ダム 〃	115	10	〃
	山口市徳地伊賀地・徳 地小古祖・徳地岸見・ 徳地堀・徳地八坂一帯	佐波川中部 〃	90	10	〃
	山陽小野田市大字津布 田一帯	永安台 〃	4	10	〃
	下関市菊川町田部一帯	菊川 〃	1,153	10	〃
	計	5箇所	1,947		
合 計		35箇所	59,467		

② 静穏を保持するための区域

当面なし

③ わな猟に伴う危険を予防するための区域

当面なし

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができる。

(2) 銃器に係る特定猟具使用制限区域指定計画

当面なし

3 猟区設定の取扱い

(1) 方針

現在、猟区は、周防大島町のみを設定されているが、今後、猟区設定の計画が生じた場合は、必要に応じて、市町、猟友会等と協議する。

(2) 設定認可の取扱い

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るため、次の点に配慮して設定認可を行う。

- ① 狩猟免許を受けている者や猟友会から協力を得ている者等、管理・経営に必要な技術と能力を有する者であること。
- ② 会員制等、特定の者のみが利用するような形態をとらず、県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されていること。
- ③ 猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。(隣接地で保護されている鳥獣資源に依存した設定ではないこと。)
- ④ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。
- ⑤ 狩猟初心者の教育・訓練のため、猟友会とも連携し、猟区を活用した積極的な取組が推進されること。

4 指定猟法禁止区域の指定

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣を保護するために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外の区域を指定する。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等を把握・分析するとともに、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行った上で、指定猟法禁止区域の指定を進める。

なお、現在、法第12条第2項に基づき指定している鉛製銃弾の使用禁止区域においては、現行規制の評価を行い、必要に応じて、指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地から必要が生じた場合には、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者又は占有者との調整を行った上で、指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 指定計画

① くくりわな架設禁止区域

(第18表)

年度	指定猟法の種類	区域名称	面積(ha)	存続期間	備考
平成24年度	くくりわな架設禁止	1箇所 (下関市、長門市の全域)	107,715	平成24年11月1日 ～ 平成29年3月31日	再指定
平成26年度	くくりわな架設禁止	1箇所 (西中国山地国定公園の区域及び羅漢山県立自然公園の区域)	7,832	平成26年11月1日 ～ 平成31年10月31日	再指定

② 法第12条第2項に基づき指定する鉛製銃弾使用禁止区域

(第19表)

区域名	面積(ha)	指定年次	指定猟法禁止区域への移行	備考
周南市向道湖	85	平成12年11月1日～永年	当面なし	

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護又は管理の目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護事業又は管理事業を総合的に講じ、鳥獣の保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係を構築することを目的として作成する。

本県では、中山間地域を中心としてイノシシ、ニホンジカが増加し、生息分布が拡大傾向にあり、農林作物等への被害が一層深刻化している。また、近年、カワウが増加し、生息域が拡大しており、アユ等の捕食による内水面漁業等への被害が顕著となっている。一方で、ツキノワグマのように地域的に絶滅のおそれのある鳥獣も存在している。このため、ツキノワグマを第一種特定鳥獣保護計画の対象鳥獣とし、イノシシ、ニホンジカ及びカワウを第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣とする。

ツキノワグマについては、平成14年度に西中国地域3県（島根県、広島県、山口県）で共通の特定鳥獣保護管理計画を作成し、被害防除なども含めた総合的、科学的な保護・管理を行うこととし、平成24年度からは第3期特定計画に基づき、人身被害を回避するとともに、農林業被害を軽減し、地域個体群の安定的な維持を図るための対策を講じてきたところである。

イノシシについては、平成16年度に特定鳥獣保護管理計画を作成し、平成24年度からは第3期特定鳥獣保護管理計画に基づき、農林業被害の軽減を図る対策を講じてきたところである。

また、ニホンジカについては、これまで生息実態調査を実施し、有害鳥獣捕獲を主体とした個体数調整の実施や防護柵の設置等の被害防除対策を講じるとともに、平成14年度に特定鳥獣保護管理計画を作成し、平成24年度からは第3期特定鳥獣保護管理計画に基づき、計画的な捕獲等に取り組んできたところである。

さらに、カワウについては、平成25年度に特定鳥獣保護管理計画を作成し、平成26年度から個体数調整や継続的なモニタリング調査に取り組んでいるところである。

今般、鳥獣保護法が改正され、鳥獣の保護及び管理に関する施策体系が整理されたことから、第11次鳥獣保護事業計画の変更（第11次鳥獣保護管理事業計画の策定）と合わせて、イノシシ、ニホンジカ、カワウ、ツキノワグマに係る特定鳥獣保護管理計画を変更（ツキノワグマに係る第一種特定鳥獣保護計画の作成、イノシシ、ニホンジカ及びカワウに係る第二種特定鳥獣管理計画の作成）し、引き続き、市町の被害防止計画や関係機関との連携を図りつつ、効果的な保護対策又は管理対策に取り組む。

施策の実施に当たっては、鳥獣被害対策は捕獲の推進だけでは不十分との認識の下、対象鳥獣の個体群管理に加え、捕獲の担い手の確保・育成や防護柵の設置等の被害防除対策、人工林の間伐等による下層植生の回復や広葉樹の植栽等による生息環境の整備などの取組を総合的に推進する。

なお、ニホンザルによる農作物被害が急激に増加していることから、県内での生息実態等を調査するとともに、第二種特定鳥獣管理計画を策定することとし、これ以外の鳥獣についても人との軋轢が顕著となり、総合的な保護対策又は管理対策を講じる必要が生じた場合は、当該鳥獣についての第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画の作成を検討する。

(第20表)

計画作成年度	計画の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成23年度 (平成27年5月変更)	ツキノワグマの適切な保護(生息数の水準の維持)による人身被害の回避及び農林作物等の軽減	ツキノワグマ (第一種特定鳥獣)	平成24年4月 ～ 平成29年3月	県内全域	
平成23年度 (平成27年5月変更)	イノシシの適切な管理(生息数の適正な水準への減少等)による農林作物等被害の軽減	イノシシ (第二種特定鳥獣)	平成24年4月 ～ 平成29年3月	県内全域	
平成23年度 (平成27年5月変更)	ニホンジカの適切な管理(生息数の適正な水準への減少等)による農林作物等被害の軽減	ニホンジカ (第二種特定鳥獣)	平成24年4月 ～ 平成29年3月	県内全域	
平成25年度 (平成27年5月変更)	カワウの適切な管理(生息の適切な水準への減少等)による内水面漁業等の被害の軽減	カワウ (第二種特定鳥獣)	平成26年4月 ～ 平成29年3月	県内全域	
平成27年度	ニホンザルの適切な管理(生息数の適正な水準への減少等)による農林作物等被害の軽減	ニホンザル (第二種特定鳥獣)	平成28年4月 ～ 平成29年3月	県内全域	

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本方針

科学的知見に基づいた鳥獣の保護及び管理を推進するために、調査研究体制の整備を図るとともに、研究機関や研究者に加え、必要に応じて近隣県との連携等により、効果的な情報収集を図る。

また、広域的な鳥獣の保護及び管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲場所等の位置情報は生息状況の把握に有用な情報であることから、狩猟者登録証及び許可捕獲証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めるとともに、これら情報を集積し、迅速に活用するための情報システムの整備、活用を進める。

なお、各種調査の実施に当たっては、情報を5キロメートルメッシュ又は1キロメートルメッシュ（国土標準3次メッシュ）を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図ることとする。

2 鳥獣保護対策調査の実施

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、(2)以降の調査を必要に応じて実施する。

なお、情報の集積が少ない鳥獣については、それら種の生息状況等に応じた適切な調査を実施するものとし、実施に当たっては、鳥獣管理対策調査の結果を活用する等、関係機関との連携により、情報の収集を図る。

(2) 鳥獣生息分布等調査

県内に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等を調査するとともに、必要に応じて、鳥獣の生態を調査する。

また、本調査は継続的に実施し、分布動向の変化を常に把握するよう努める。

(3) 希少鳥獣等保護調査

希少鳥獣又はこれに準ずる鳥獣等の分布、生息数、生息環境、生態等を調査する。

また、本調査は継続的に実施し、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握するよう努める。

(第21表)

対象鳥獣	調査内容・調査方法	調査地域	調査時期
鳥獣一般	・鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等の把握 ・既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査	県内全域	通年
ニホンジカ	・個体群の適正な管理方法の検討 ・聞き取り調査、捕獲数量や捕獲個体の状況等の現地調査 ・生息密度、個体数の現状、生息環境等の把握、妊娠率、年齢構成等を把握するための現地調査	県西部	通年
ツキノワグマ	・「西中国山地ツキノワグマ保護管理対策協議会」での保護対策の検討 ・「第一種特定鳥獣(ツキノワグマ)保護計画」に基づく継続的なモニタリング調査等	県東部 ・北部	通年
カワウ	・「山口県カワウ対策連絡調整会議」での管理対策の検討 ・「第二種特定鳥獣(カワウ)管理計画」に基づく継続的なモニタリング調査	県内全域	5月 8月 12月
希少鳥獣	・「山口県希少野生動植物保護対策検討委員会」での保護方針等の検討 ・分布現況、繁殖、生息環境、生態等の現地調査等	県内全域	通年

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県内に所在するこれらの鳥類の渡来地において、渡来状況や越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査する。

本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。

なお、短期間に広範囲で調査を行う必要があるため、鳥獣保護管理員をはじめ、熟練したボランティア等の活用・協力を得て実施する。

(第22表)

対象地域	調査の方法・内容	備考
県内全域の主な河川及び湖沼等	調査内容：鳥獣保護管理員、野鳥保護団体会員等による県下一斉の渡来数の把握 調査方法：定点カウント法	

3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査の実施

鳥獣保護区の指定、管理等を適正に行うため、新規指定の候補地において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行うこととし、被害状況等の調査に当たっては、関係部局の協力を得て行う。

また、鳥獣保護区の指定効果を把握するための調査も実施する。

(第23表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
平原鳥獣保護区（岩国市） 松岳山鳥獣保護区（山陽小野田市） 東行庵鳥獣保護区（下関市） 小野鳥獣保護区（宇部市）	平成24年度	① 指定・管理等調査 該当なし ② 指定効果測定調査 繁殖期、渡り期、越冬期等年間を通じて生息状況を把握する。 調査方法：定点カウント法、 ライトセンサス法	
向島鳥獣保護区（防府市） 青海島鳥獣保護区（長門市） 田床山鳥獣保護区（萩市） 狗留孫山鳥獣保護区（下関市） 指月山鳥獣保護区（萩市）	平成25年度		
常盤鳥獣保護区（宇部市） 大原湖鳥獣保護区（山口市） 羅漢山鳥獣保護区（岩国市） 高照寺山鳥獣保護区（岩国市） 江良鳥獣保護区（下関市）	平成26年度		
菅野湖鳥獣保護区（周南市）	平成27年度		

4 狩猟対策調査の実施

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、(2)以降の調査を必要に応じて行う。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境及び捕獲等の状況を調査する。

なお、特に生息数の減少が著しいものについては、その生息数や生息密度を含めて重点調査を行うこととする。

(第24表)

対象鳥獣	調査内容、調査方法	備考
キジ	調査内容：捕獲調査、生息状況の把握 調査方法：アンケート調査、聞き取り調査	
ヤマドリ	調査内容：捕獲調査、生息状況の把握 調査方法：アンケート調査、聞き取り調査	

(3) 放鳥効果測定調査

足環を付した個体を放鳥し、捕獲等によって回収された足環を調査することによって、放鳥した地域での定着状況、年齢及び生息環境の嗜好性等を明らかにする。

(第25表)

対象鳥獣	放鳥数	標識		調査方法	備考
		標識の種類	装着数		
キジ	8,400	足環	8,400	狩猟者から足環の回収報告	
ヤマドリ	1,000	足環	1,000	狩猟者から足環の回収報告	

(4) 狩猟実態調査

狩猟期間終了後、狩猟者から狩猟者登録証を回収し、狩猟鳥獣の捕獲場所、捕獲数を調査する。

(第26表)

対象鳥獣	調査内容、調査方法	備考
全ての狩猟鳥獣	調査内容：捕獲場所、捕獲鳥獣の数量等の把握 調査方法：狩猟者登録証の集計	

5 鳥獣管理対策調査の実施

(1) 方針

農林業被害等の軽減に資するため、主要な有害鳥獣の捕獲頭数や被害額の調査を行う。
なお、被害状況については、市町等の関係機関の協力の下、その把握を行う。

(2) 調査の概要

(第27表)

対象鳥獣	調査内容、調査方法	備考
イノシシ ニホンジカ ニホンザル カワウ その他狩猟鳥獣 外来鳥獣	調査内容：捕獲頭数や被害の発生状況等の把握 調査方法：市町の被害調査報告、捕獲状況報告の集計	

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員の配置等

(1) 方針

鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護管理事業の実施に支障のないようにする。

また、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修（法第76条の規定に基づき指名される司法警察員としての研修を含む。）を行い、専門的知識の向上を図る。

特に、特定計画の作成、実施等の鳥獣の保護及び管理を担当する職員については、特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識について習得を図るとともに、鳥獣被害防止特措法の施行により、鳥獣行政における市町の役割が重要となっていることから、市町の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行うことにより、鳥獣の保護及び管理に係る専門的知識の向上に努める。

また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行う。

(2) 配置計画

(第28表)

区分	現況			計画終了時			所掌事務
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
(本庁) 環境生活部自然保護課	人 2	人 1	人 3	人 2	人 1	人 3	鳥獣行政全般
(出先) 農林事務所森林部 森林保全課環境班							1 狩猟免状（更新）を 交付すること 2 狩猟者登録をすること 3 有害鳥獣に関すること 4 その他
岩国（柳井）	1	1	2	1	1	2	
周南	1	1	2	1	1	2	
山口	1	1	2	1	1	2	
美祢	1	1	2	1	1	2	
下関（長門）	1	1	2	1	1	2	
萩	1	1	2	1	1	2	
計	8	7	15	8	7	15	

(3) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
司法警察員研修	県	9月～10月	1回	全県	30人	県鳥獣行政担当職員の司法警察員としての資質の向上	
出先担当者研修	県	5月～6月	1回	全県	12人	鳥獣行政担当者としての資質の向上	
市町担当者研修	県	5月～6月	1回	全県	19人	鳥獣行政担当者としての資質の向上	

2 鳥獣保護管理員の配置等

(1) 方針

ア 鳥獣保護管理員は、効率的、効果的な活動が重要であることから、地域でのきめ細かな活動が可能となる人数を確保し、その配置については、鳥獣保護区の数、狩猟者登録を受けた者の数、取締りの実施状況、鳥獣保護思想の普及の現況等を勘案して行う。

イ 鳥獣保護管理員は、一定地域ごとにその職務を担当させることを原則とするが、必要に応じ鳥獣生息状況や鳥獣保護思想等に関する専門的知識に基づいて、広域を担当させる場合もある。

ウ 鳥獣保護管理員の資質の維持・向上のため、研修等の実施により、所要の知識等を習得させる。

(2) 配置計画

(第30表)

基準 人数 (A)	平成23年度末		追加計画							備考	
	人数 (B)	充足率 (B/A)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (C)	充足率 (C/A)		
人 46	人 46	% 100	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 46	% 100	任期は 1年

(3) 年間活動計画

(第31表)

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
狩猟指導取締り														
有害鳥獣捕獲の指導	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
鳥獣保護区等の管理	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
鳥獣に関する諸調査	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
鳥獣保護思想の普及啓発	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
農林水産業被害防除並びに鳥獣保護、管理に関する助言・指導	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	
その他の事業	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	

(4) 研修計画

(第32表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容	備考
鳥獣保護管理員研修	県	4月～12月	2回	事務所単位	46人	・鳥獣保護管理員としての資質の維持・向上 ・所要の知識等の習得	

3 保護及び管理の担い手の確保・育成

(1) 方針

鳥獣の適正な保護及び管理を推進していくため、鳥獣の生息状況の継続的な把握をはじめ、被害等の発生状況を踏まえた有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を実施する、保護及び管理の担い手となる人材の確保及び育成に努める。

特に、生息状況の把握や有害鳥獣捕獲等の活動を実施できる狩猟者については、高齢化とともに減少傾向にあることから、地域ぐるみの捕獲活動を推進するため、農林業者等への狩猟免許試験のPRや県下各地での試験の実施等により狩猟者の確保に努めるとともに、各種研修の実施や有害鳥獣捕獲マイスターなど専門的な知識や技能を有する人材の活用等により、担い手の育成を積極的に推進する。

また、鳥獣保護法改正により、網・わな猟免許の取得年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、農業高校生や大学生等への周知を図ることで、網・わな猟免許取得者の増加を図る。

さらに、認定鳥獣捕獲等事業者制度が創設されることから、民間事業者の捕獲等事業への参加を促すよう働きかけを行う。

(2) 研修計画

(第33表)

名称	主催	時期	規模	人数	内容等	備考
狩猟者講習会	県	6月～7月	全県	300人	狩猟免許更新者を対象とする法令等の講習	
狩猟者講習会	県猟友会	7月～9月	全県	400人	狩猟免許試験受講者を対象とする法令・技能等の講習	
有害鳥獣捕獲隊員育成研修	県猟友会	6月～2月	全県	15人	若手銃猟免許取得希望者を対象とする総合的な研修	
わな捕獲技術向上研修	県 県猟友会	11月～12月 4月～3月	全県	100人	わな猟免許新規取得者等を対象とする捕獲技術研修・実地指導	
銃器によるシカ捕獲研修	県	11月～3月	県西部 (下関市、長門市、美祢市)	30人	若手銃猟者を対象とする銃猟の実地研修	

4 鳥獣保護センターの設置等傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 方針

鳥獣の保護等が可能な県内の施設を鳥獣保護センターとして位置づけ、傷病鳥獣の救護等を通じた鳥獣保護思想の普及啓発及び野生鳥獣の保護を行う。

(2) 鳥獣保護センターの設置

(第34表)

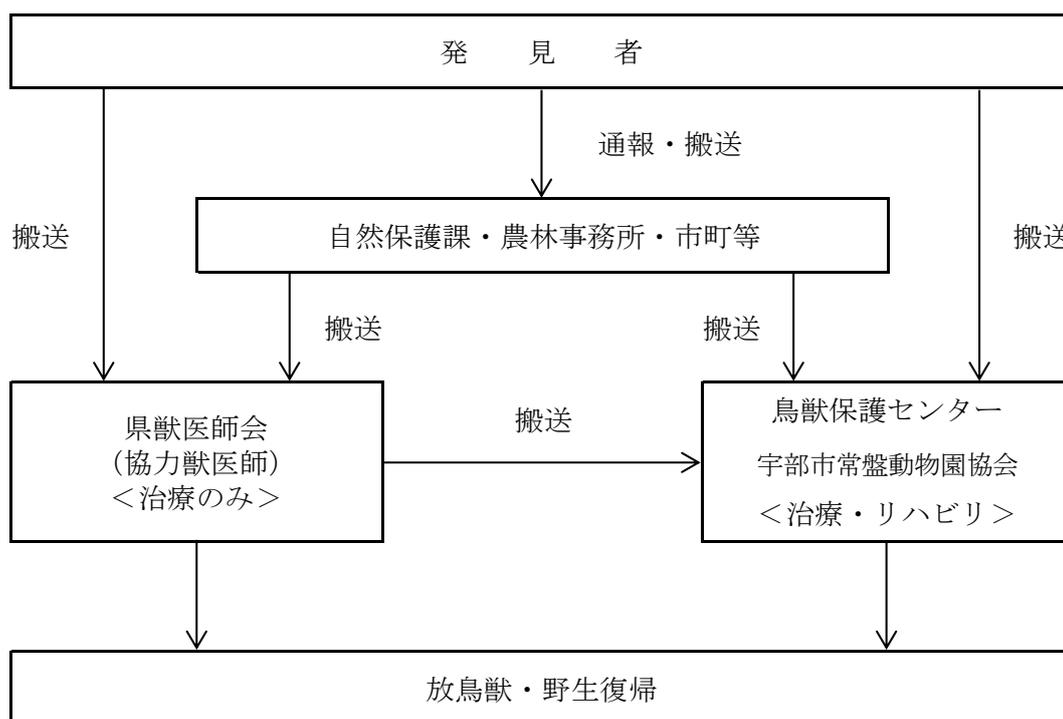
名称	整備年度	施設の所在地	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
宇部市常盤動物園協会 鳥獣保護センター	昭和38年	宇部市	宇部市常盤動物園内	治療室 鳥獣保護舎	傷病鳥獣の救護 希少種の保護	

(3) 傷病鳥獣の救護

傷病鳥獣救護は以下のような考え方を基本として対応する。

- ア 鳥獣保護センター（宇部市常盤動物園協会）を中心として、市町、地元獣医師会、動物園、自然保護団体等と連携しながら、救護活動に対するネットワーク体制を整備し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰を進める。
- イ 救護に当たっては、その目的や意義を明確にし、収容すべき鳥獣の種類を選定する。なお、選定に当たっては、地域の合意形成に努めるとともに、住民への周知に努める。
- ウ 油汚染事件等一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係団体やボランティアの活動拠点の確保及び関係者間の連絡網の整備等、救護体制の整備を図る。
- エ 雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民等への周知を図る。
- オ 狩猟鳥獣及び農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣については、救護の対象としない。ただし、教育的観点等から、特に救護が必要と判断される場合はこの限りでない。
- カ 希少鳥獣については、保護繁殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行う。野生復帰が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行う。これらの対処が困難な場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。
- キ 外来鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させる。

《傷病鳥獣の保護体制》



5 感染症への対応

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び県内の関係機関との連携体制を整備する。

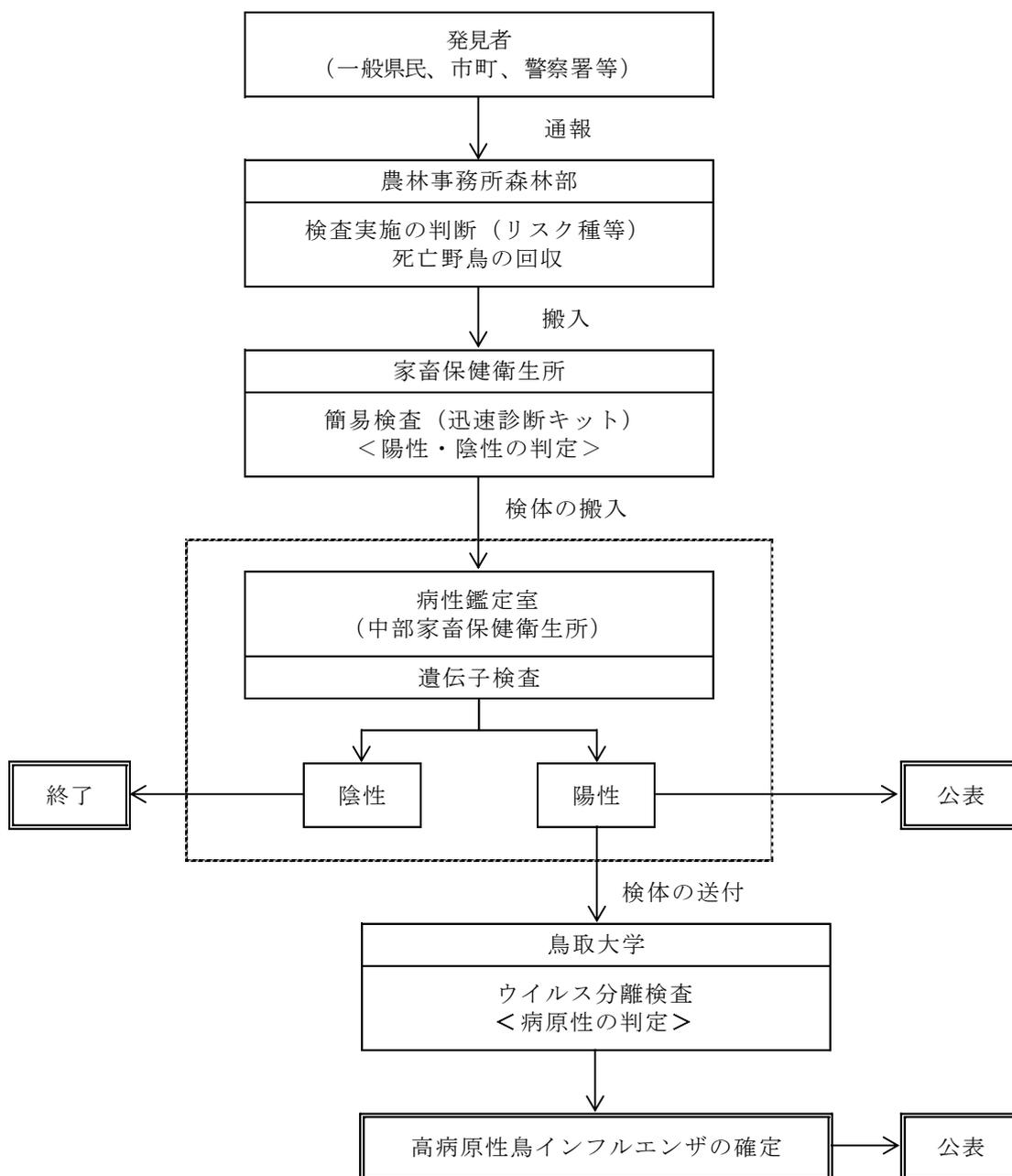
- ア 高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、国の策定した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づいて、関係機関と連携し、野鳥のウイルス検査体制を整備する。

また、野鳥の異常死を早期に発見するため、平常時の監視に努めるとともに、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等について、住民への情報提供等を適切に実施する。

イ その他の感染症についても、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。

特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している際には、周囲の野生鳥獣に異常がないかどうかの監視に努める。

《死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザ防疫体制》



6 普及啓発の促進

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

① 方針

鳥獣の保護及び管理についての普及啓発を図るためには、市町、小・中学校、関係民間団体等との連携・協力の下、広く県民の鳥獣に対する認識を深めることが重要であることから、愛鳥週間を中心に探鳥会等の各種行事を開催するとともに、マス・メディア等を活用した普及啓発活動を展開し、鳥獣保護思想の高揚を図る。

普及啓発の際には、生物多様性の保全の観点から、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕獲等が不可欠な場合があることにも理解を求め、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明し、捕獲等した鳥獣については、学術研究や食肉等としての活用に努める。

また、傷病鳥獣の保護への取組を鳥獣保護思想の普及啓発に効果的に活用していく体制を整備するよう努める。

② 年間計画

(第35表)

事業内容	実施時期												備考		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
愛鳥週間ポスターの募集	←						→								
愛鳥週間ポスターの展示		↔													
探鳥会の開催		↔													
傷病鳥獣救護事業	←														→
図書・フィルム等の貸出	←														→
給餌木の植栽等		↔								↔					
パンフレットの作成・看板設置	←														→

③ 愛鳥週間行事等の年度計画

(第36表)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
愛鳥週間行事	①探鳥会 ②愛鳥週間ポスター原画展 ③自然観察会	①探鳥会 ②愛鳥週間ポスター原画展 ③自然観察会	①探鳥会 ②愛鳥週間ポスター原画展 ③自然観察会	①探鳥会 ②愛鳥週間ポスター原画展 ③自然観察会	①探鳥会 ②愛鳥週間ポスター原画展 ③自然観察会

(2) 野鳥の森等の整備

県民が親しく鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得することができるよう、「愛鳥林」や「自然観察公園」の利活用を図る。

特に、「県立きらら浜自然観察公園」においては、広く県民や青少年を対象とした自然解説指導や野鳥観察会、学習会を定期的に開催するなど自然とのふれあいや体験のできる場として広く活用を図る。

(第37表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積(ha)	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
愛鳥林	昭和48年度	山口市徳地	31	大原湖鳥獣保護区	観察広場 観察路	観察会等開催	
自然観察公園	平成13年度	山口市阿知須	30	山口県立きらら浜自然観察公園	ビジターセンター 観察舎、観察路、 汽水池、淡水池、 樹林帯	自然解説指導 観察会等開催	

(3) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

鳥獣の保護思想の普及の一環として、県教育委員会と協議して、愛鳥モデル校を期間を定めて指定する。

愛鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じ、高等学校その他の学校等についても指定できることとする。

② 指定期間

3年間

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

愛鳥モデル校に対しては、鳥獣に関する図書、スライド等愛鳥活動に必要な資機材の供与を行うとともに、鳥獣保護管理員等により、野鳥の生態や野鳥観察の方法及び巣箱の作り方等について、指導助言を実施する。

④ 指定計画

(第38表)

区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	既設	新設	計												
小・中学校	53	2	55	55	2	57	57	2	59	59	2	61	61	2	63
その他															

(4) 法令の普及徹底

① 方針

鳥獣に関する法令のうち、法第8条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制の制度（法第12条第1項に基づくかすみ網の使用、法第16条に基づく捕獲目的の所持及び販売等の規制並びに法第12条第1項に基づくとりもち等の使用規制を含む。）、法第13条第1項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制度、指定猟法禁止区域、法第18条に基づく捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項、法第26条に基づく鳥獣等の輸入等の規制、法第35条に基づく特定猟具使用禁止区域等、法第80条第1項に基づく本法の適用除外等、特に県民に関係ある事項あるいは法改正により追加、変更された事項については、県・市町広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図る。

② 年間計画

(第39表)

重点事項	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣捕獲規制														・ 県広報誌、市町 広報誌、パンフ フレット等によ る啓発 ・ 狩猟者講習会、 狩猟者登録時の 啓発	県民 狩猟者
飼養許可制度	←	→													
狩猟制度			←	→				←	→						
鳥獣保護区等の制度				←	→										

7 取締りの実施

(1) 方針

鳥獣関係法令違反を撲滅するため、年間取締り計画に基づき、県鳥獣行政担当職員（特別司法警察員）、鳥獣保護管理員、警察当局が協力して、迅速かつ適正な取締りを行う。また、狩猟者には、関係法令の周知徹底を図るとともに、猟友会の協力を得て、狩猟マナーの向上と安全狩猟の啓発を行う。

なお、取締りに際し、鳥獣保護等の施策の推進に資する様々な情報の収集等のため、猟友会、野鳥保護団体等の民間団体との情報交換等の連携・協力を努める。

(2) 年間計画

(第40表)

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
保護鳥獣の密猟取締り	←	→											
狩猟期間中の違反取締り									←	→			
無許可飼養の取締り	←	→											
有害鳥獣捕獲の適正な実施の指導	←	→											

8 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政施策に対し効果的な支出を図る。